

千葉市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年11月1日

千葉市監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

5 千総総第 7 9 9 号

令和 5 年 1 0 月 1 8 日

千葉市監査委員	宍 倉 輝 雄	
同	宮 原 清 貴	様
同	米 持 克 彦	
同	白 鳥 誠	

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 1 年度監査報告第 1 0 号、令和 2 年度監査報告第 8 号及び第 1 0 号、令和 3 年度監査報告第 9 号及び第 1 1 号並びに令和 4 年度監査報告第 9 号及び第 1 1 号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田
電話 4 0 1 3

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
2（3）教職員の研修に係る経費を明確化し、適切に公費負担すべきもの（教育委員会） 教育委員会では、小・中・特別支援学校の教職員が各種研修に参加する際の旅費（交通費、宿泊費、日当等）を、研修事業費ではなく、各学校に配付した学校管理費から支出している。また、研修参加に係る負担金は、一部を除いて予算化されていない。 このことから、次のような問題が生じている。 ① 外部の団体が主催する視察研修に係る旅費を各学校に配付した学校管理費から支出しているが、研修内容の確認が十分ではないと思われる事例があった。 ② 教育センターが主催し、少年自然の家等で実施する現地研修等について、バス借上料等の使用料は教育センターの研修事業費で支出し、旅費は各学校に配付した学校管理費で支出していることから、当該研修に係る経費の総額が明確とはいえない事例があった。 ③ 公費負担すべき研修が明確にされていないため、旅費のみ公費負担し、参加負担金は教職員の自費により対応している事例が散見された。 教職員の研修は、資質能力向上のため不可欠なものであり、限られた財源で、より効果的に実施し、充実を図る必要がある。 教育委員会事務局においては、教職員の研修に係る経費を明確化するとともに、公費負担が妥当なものかどうかを精査し、適切な公費負担を行われたい。	小・中・特別支援学校の教職員が公費負担により参加する研修については、令和2年7月17日付けで、教育総務部長から各学校長に対して通知し、明確化した。 また、研修参加に係る経費については、旅費は令和3年度から、負担金は令和4年度から教育センターが研修事業費として予算化した。 なお、外部の団体が主催する視察研修については、令和4年度から教育指導課長が研修内容の確認を行っている。

3 (1) 小・中・特別支援学校における学校徴収金の支出を適正に行うべきもの（教育委員会）

小・中・特別支援学校における学校徴収金については、千葉市立小学校・中学校及び特別支援学校における学校徴収金の管理及び事務取扱に関する要綱（以下「学校徴収金要綱」という。）及び「学校徴収金の管理及び事務取扱に関する要綱」マニュアル（以下、「学校徴収金マニュアル」という。）において、以下のとおり定めている。

- ① 学校徴収金とは、「公費（市費）外の経費で、学校教育活動上必要な教材等に関して、児童生徒の所有に係るものや教育活動の結果、直接的に児童生徒に還元されるものに係る経費で、学校が、保護者等から徴収する経費」である。
- ② 教材や実習材料等の購入に当たっては、本来公費で執行すべきものを安易に徴収金で執行していないか点検し、公費で執行できるものは公費で執行する。

しかしながら、デジタルカメラやパソコン用品等の学校備品等の購入費や、教職員の出張費用、学校行事に係る会場使用料等、本来公費で支出すべき経費が学校徴収金から支出されている等、不適切と思われる事例が複数の学校で散見された。

学校においては、学校徴収金要綱・マニュアルに基づき、学校徴収金の支出を適正に行われたい。

教育委員会事務局においては、早急に学校における学校徴収金の支出の実態を把握した上で、公費により支出すべき経費と学校徴収金により支出すべき経費を適切に区分し、具体例をもって学校に示されたい。

学校徴収金の適正な支出については、学事課長から各学校長に対して、学校徴収金要綱・マニュアルに基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、令和4年4月1日から適正な運用を行っている。

また、公費により支出すべき経費と学校徴収金により支出すべき経費の区分については、統一的な基準の整理及び具体的な区分表の作成を行い、令和5年5月31日付けで、総務課長及び学事課長から各学校長に対し通知し、適正な運用に取り組んでいる。

(2) 小・中・特別支援学校における学校徴収金事務の検査・確認を適正に行うべきもの(教育委員会：小・中・特別支援学校) 学校徴収金要綱によると、会計年度末、保護者等代表が「本監査」を行うこととされている。 また、学校徴収金マニュアルによると、校長は、年度末に「学校徴収金事務検査報告書」及び「学校支出(口座)一覧表」を作成し、教育委員会事務局に提出することとされている。 しかしながら、①保護者代表による「本監査」の報告に記載された年度末収支、②学校が作成し教育委員会事務局に提出された「学校支出(口座)一覧表」に記載された年度末収支及び残高並びに③預金通帳に記録された年度末残高の金額が整合していない事例が多数見受けられた。この原因として、保護者による「本監査」及び教育委員会事務局への報告書等の提出が会計年度終了前に行われていることや、校内で行う校長・教頭による確認内容が不明確であることが挙げられる。 学校においては、学校徴収金要綱・マニュアルに基づき、事務職員、教頭及び校長による検査並びに教育委員会事務局に提出する報告書等の作成及び確認を適切に行われたい。 教育委員会事務局においては、学校徴収金の検査及び監査が適切に行われるよう、検査及び監査の実施方法について見直しを行い、必要に応じて学校徴収金要綱・マニュアルの改正を行って学校に周知するとともに、教育委員会事務局に提出された報告書等をもとに確認を行う等、チェック体制の充実を図られたい。	小・中・特別支援学校における学校徴収金事務の検査・確認については、令和4年4月1日付けで学校徴収金要綱・マニュアルを改正し、学事課長から各学校長に対して、改正後の要綱・マニュアルに基づき、検査・確認を適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。
(3) 小・中・特別支援学校における学校徴収金の保護者に対する会計報告を適切に行うべきもの(教育委員会：小・中・特別支援学校) 学校徴収金要綱によると、校長は、本監査終了後、保護者等へ会計報告を行う	小・中・特別支援学校における学校徴収金の保護者に対する会計報告については、必要

ものとする」とされている。 また、学校徴収金マニュアルによると、会計報告書には収支金額のほか、支出の内容を詳細に記入することとされている。 しかしながら、会計報告書を確認したところ、一人当たりの金額を記載するのみで全体の金額を報告していない事例や、支出の明細を明らかにしない事例が散見された。 会計報告は、保護者等が、負担した学校徴収金の使途等を確認できる唯一の機会であることから、学校においては必要な情報を提供するように、適切に会計報告を行われない。 教育委員会事務局においては、学校に対する指導を行われない。	な情報を記載した書式に統一し、学事課長から各学校長に対して通知を行い、令和4年4月1日から適正な運用を行っている。
(4) 高等学校の私費会計にかかる要綱、マニュアル等を整備すべきもの（教育委員会） 高等学校においては、保護者等からの副教材費、学年積立金、保護者等団体会費等の公費以外の経費（以下「私費」という。）徴収、支出等の会計事務を処理しているが、今回の監査において、関係書類の調査を行ったところ、以下のような問題点が見受けられた。 ① 会計事務担当者以外による帳簿と通帳残高の照合等の検査の記録が残っていない。 ② 事務処理の各段階における権限・責任の所在について、規定が設けられていない。 ③ 公費と私費の負担区分にかかる判断が、各校において異なっているものがあつた。 ④ 公費や教職員個人による負担がより適切と思われる経費（団体負担金や教職員の研修に係る経費等）が、保護者等団体会計から支出されている事例が見受けられた。 このことについて、教育委員会事務局	高等学校における私費会計の適正な事務執行を担保するための要綱、マニュアル等の整備については、千葉市立高等学校私費会計取扱要綱及び千葉市立高等学校私費会計取扱マニュアルを令和5年3月31日に制定し、当該要綱・マニュアルに基づき適切に運用している。

に聞き取りを行ったところ、高等学校における私費会計の事務執行の基準となる要綱、マニュアル等は存在しないとのことであった。 教育委員会事務局においては、私費会計の適正な事務執行を担保するため、要綱、マニュアル等を整備されたい。	
(5) 高等学校における寄附採納の手続を適正に行うべきもの（教育委員会：高等学校） 「学校関係団体が実施する事業に係る兼業兼職等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」（平成24年5月9日付け24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知）によると、保護者等団体から学校に対して自発的な寄附（金銭・物件）を行うことは禁止されていないが、その受納に当たっては、当該学校の設置者である地方公共団体が定める関係規程等に従い、会計上の適正な手続を経ることとされている。 しかしながら、高等学校においては、保護者等団体から支援を受けて整備した備品等があるにもかかわらず、寄附採納及び備品登録の手続が行われていなかった。 備品等の寄附を受けるに当たっては、物品会計規則等に基づき適正な手続を行われたい。	保護者等団体から寄附の申し出があった場合については、物品会計規則に基づき、適正に寄附採納及び備品登録の手続を行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
(2) 支出事務 カ 資格取得等の支援に係る公費負担を適正に行うべきもの（病院局） (ア) 事案 病院局においては、専門医、感染制御認定薬剤師その他の各種資格取得や、単位認定、講習受講等を支援するため、受験料、認定料、受講料等の費用を公費で負担していた。 (イ) 問題点 これらの支援に係る支出は、当該職員個人の資格に係るものである以上、補助金として整理されるべきものであるが、病院局においては、本件支出の根拠となる補助金交付要綱を定めておらず、職員からの請求により支出していた。 (ウ) 指摘 病院運営上、また、職員の専門能力向上の観点から、各種資格の取得や講習受講の必要性は高いものと考えられ、限られた財源でより効果的に実施する必要がある。 病院局においては、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）に従い、補助金交付要綱を定め、補助対象とする資格、単位、講習等の具体的な基準を明確化するとともに、事前申請や交付決定等の手続、補助率、上限額等を定め、事務処理を適正に行われたい。	資格取得等の支援に係る支出については、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）に従い、「千葉市立病院職員資格取得等支援助成金交付要綱」を制定し、補助対象とする資格等の基準、事前申請や交付決定等の手続、補助率等を定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行している。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（1）支出事務 ア 委託料の経済的な執行に努めるべきもの（こども未来局） （ア）事案及び問題点 こども未来局においては、本市と事業者の間に締結している「子育て支援情報発信に関する協定」に基づき、平成26年度から「子育てナビ」をWEBサイトで公開するとともに、小冊子を作成している。費用については、WEBサイトの公開及び小冊子の作成は無償であるが、協定外であるWEBサイト内の電子掲示板の保守及び運用に係る費用として、委託料を支払っている。 電子掲示板については、投稿件数が極めて少なく、有効活用されているとは言い難い状況となっていたことから、令和元年度事務事業定期監査において、運用方法について必要性も含め検討すべきと意見したところである。 今回の監査においても、同様の状況が認められたことから、電子掲示板の必要性について所管に確認したところ、利用促進のための周知等を行っているものの、SNSの普及等もあり、電子掲示板の投稿件数が少ない状況は続いているとのことであった。 また、協定締結時と状況が変化しており、電子掲示板の運用を中止し、WEBサイトの公開及び小冊子の作成のみを無償で行うことは難しくなる可能性があるとのことであった。 （イ）指摘 事業の費用対効果を検証し、電子掲示板の有効活用されていない期間が続くのであれば、運用を中止するなど、委託料の経済的な執行に努められたい。	WEBサイト「子育てナビ」における電子掲示板については、有効活用されていない期間が続いたため、令和5年3月31日をもって運用を中止した。

また、WEBサイトの公開及び小冊子の作成も含めて、実情に合った適切な契約方法を検討されたい。	
(2) 契約事務 ウ 施行決定を適正に行うべきもの（都市局） (ア) 事案及び問題点 本市においては、契約の決定、締結前に専決権者の意思決定及び関係各課の合議を受ける行為である施行決定を行っているが、「千葉市決裁規程の運用について」（副市長依命通達）において、契約予定価格が10万円未満の場合等は施行決定を省略するものとされている。 しかしながら、一部の業務委託等においては、契約金額が10万円以上であるにもかかわらず、施行決定を省略していた。 (イ) 指摘 施行決定については、依命通達に基づき適正に行われたい。	施行決定については、令和4年2月21日付けで、都市局長から各所属長に対して、再発防止に努めるよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（２）指摘 イ 区役所における文書主管課としての業務を適正に行うべきもの（若葉区役所） （ア）事案及び問題点 若葉区役所地域振興課においては、完結した文書の引継依頼等、文書主管課として行うべき区内各課への周知や書類の提出依頼の一部が行われていなかった。 （イ）指摘 若葉区役所における文書主管課として、区内の各課に対し、千葉市公文書取扱規程に定められた必要な手続を行うよう周知・依頼するなどして、区役所における文書管理が適正に行われるよう必要な措置を講じられたい。	若葉区役所における文書管理については、若葉区役所総務課から各所属長に対し、令和５年５月２２日付けで、完結した文書の引継等について周知・依頼した。また、書庫での管理状況を一覧化した台帳を作成するなどして、千葉市公文書取扱規程等に基づく適正な文書管理を行っている。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
(2) 契約事務 イ 修繕の検査の時期を適正に行うべきもの（建設局） (ア) 事案及び問題点 建設局における修繕請負契約の検査の時期を確認したところ、受注者から完成通知書を受領した日から10日を超えて検査を実施している修繕が散見された。 これは、業務を工事に準じて執行していたため、工事請負契約の標準約款の検査の時期の項目を修正せずに使用していたことが原因と考えられる。また、修繕請負契約の標準約款が未整備であるため、契約の都度、契約書の作成や他の標準約款の修正が必要であったことも一因として考えられる。 (イ) 指摘 修繕の検査の時期については、法令に基づき適正に行われたい。 (ウ) 意見 今後の事務誤りを減らし、職員の負担を軽減するため、修繕請負契約の標準約款を整備することを検討されたい。	修繕の検査時期については、令和4年12月13日付けで適正な経理事務の執行について建設局長から各所属長へ通知し、以後、適正な運用を行っている。 なお、検査時期に係る約款については、同通知により適宜修正し使用することとしている。
(3) その他 ア 医療保険の被保険者証の写しを取得する際に留意すべきもの（建設局、教育委員会） (ア) 事案 雇用関係の確認等の目的で受注業者から提供を受けた、委託業務の主任技術者等に係る医療保険の被保険者証の写しについて、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）並びにQRコード（読み取った際に	雇用関係の確認及び申請者の本人確認の目的で取得した被保険者証の写しの取扱いについては、令和4年12月に、建設局長及び教育次長から各所属長に対して、法令等に基づき適正に行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底した。以後、適正な運用を行っている。

被保険者等記号・番号等がわかるものをいう。)にマスキングが施されていない事例が散見された。

(イ) 問題点

医療保険の被保険者証に係る被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険法（大正11年法律第70号）をはじめとする医療保険各法により、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられている。

これにより、本人確認等のために被保険者証の写しを求める場合には、次のような取扱いをするよう留意することとなっている。

- ① 被保険者証の写しを提出しようとする申請者等に対し、被保険者等記号・番号等及びQRコードにマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。
- ② マスキングが施されていない被保険者証の写しを受け取った場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

しかしながら、委託業務の受注業者に提出を求めた被保険者証の写しについて、被保険者等記号・番号等及びQRコードへのマスキングが十分に行われていなかった。

(ウ) 指摘

雇用関係の確認等の目的で取得した被保険者証の写しの取扱いについては、法令等に基づき適正に行われたい。

報告書番号 4 監査報告第9号

監査の種類 事務事業定期監査（行政監査）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（2）指摘等 ア 公有財産台帳への記載を適正に行うべきもの（建設局） （ア）事案及び問題点 建設局の公有財産台帳について、自転車駐車場に係る記載内容を調査したところ、登録漏れ、登録誤り（重複登録等）、削除漏れ等が散見された。 （イ）指摘 公有財産台帳への記載は、規則等に基づき、適正に行われたい。	公有財産台帳への記載については、令和4年12月13日付けで、建設局長から各所属長に対して適切に事務を執り行うよう通知するとともに、規則等に基づく所定の手続きを行い、令和5年10月3日付けで、公有財産台帳の修正を完了した。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（１）収入事務 ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（消防局） （ア）事案及び問題点 「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成２２年３月３０日付け財政部長通知）によると、千葉市行政財産使用料条例（昭和３９年千葉市条例第３３号）第３条第２項の行政財産使用料を後納させることができる場合として、使用開始日が４月１日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、特段の事情がある場合を除き、使用開始日又は年度当初日から起算して３０日以内に使用料を納付させなければならないとされている。 しかしながら、消防局における行政財産目的外使用料の徴収については、本来設定すべき納期限を過ぎてから調定が行われていた。 （イ）指摘 行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。	行政財産目的外使用料の徴収については、令和５年４月２６日付けで、消防局長から各所属長に対して、適切な事務執行を行うよう通知し、周知徹底を図った。以後、条例等に基づき適正に行っている。
（２）支出事務 ア 請求書の取扱いを適正に行うべきもの（美浜区役所） （ア）事案及び問題点 美浜区役所において、支出命令書を確認したところ、支払事務を行う際に、まとめて複数の請求書に収受印を押していたことから、請求書に記載された日付と収受日との間に、大幅な差が生じている 事例が見受けられた。 （イ）指摘 収受印は請求書を受け取った日を	請求書の取扱いについては、請求書が届いた日に収受印を押印することとし、以後、適正な運用を行っている。

示すものであり、これにより政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)における支払期限が定まる重要なものであることから、請求書の取扱いについては、通知等に基づき適正に行われたい。	
イ 支出負担行為の決裁手続を適正に行うべきもの(美浜区役所) (ア) 事案及び問題点 美浜区役所において、消耗品費等の支出書類を確認したところ、支出負担行為の決裁手続後に事業者から物品等が納品され、検査員が受入検査を行った後に請求書が発行されているにもかかわらず、財務会計システム上の支出負担行為の決裁日を誤って登録してしまった事例が散見された。 (イ) 指摘 支出負担行為の決裁手続については、法令に基づき適正に行われたい。	支出負担行為の決裁手続については、令和5年度から、法令に基づき適正に行っている。
(3) 契約事務 ア 適正な専決者により決裁を行うべきもの(消防局) (ア) 事案及び問題点 消防局における一般競争入札の公告について、適正な専決者により決裁が行われていない事例が見受けられた。 (イ) 原因 千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号)の財務に関する事項を適用すべきものを、誤って千葉市消防決裁規程(昭和62年消防局訓令(甲)第5号)の一般的事項を適用していたこと等による。 (ウ) 指摘 決裁に当たっては、規程に基づき、適正な専決者による意思決定を行われたい。	適正な専決者による決裁については、令和5年4月26日付けで、消防局長から各所属長に対して、適切な事務執行を行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底を図った。 また、各所属においては、令和5年7月までに適正な決裁区分に是正した。

(4) その他

ア 請求書の管理を適正に行うべきもの
(環境局、花見川区役所)

(ア) 事案及び問題点

本市では、紙文書で提出された請求書は、スキャンして電子決裁に添付することとされており、決裁完了後は紙文書を原本として保管することとされている。

しかしながら、環境局及び花見川区役所において、支出命令書の添付書類である請求書を確認したところ、スキャンされた電子データは保存されているものの、原本(紙文書)の所在が不明になっている事例が見受けられた。

(イ) 指摘

請求書の管理については、通知等に基づき適正に行われたい。

請求書の管理については、環境局長及び花見川区長から各所属長に対して、会計室長通知等に基づき、適正に管理を行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。